都市計画法に基づく開発許可制度の取扱い基準　改正経過表 平成20年4月制定		
改正	改正日	主な改正内容
NO.1	H22. 7	全部改正（法第29条第1項第1号で定める規模面積の変更、建築物の改築･用途変更の取扱いの明記、法第34条第1号の対象とする業種一覧の変更、法第34条第14号提案基準26の改正、省令第60条の証明書の交付手数料及び申請図書の変更）
NO.2	H25.10	一部改正（開発区域の定義、許可不要な開発行為の定義、第34条第1号の立地条件、第37条審査基準、第43条審査基準、法改正に伴うもの、誤記修正）
NO.3	H28.4	一部改正（第29条第1項第2号で定める農業者の基準の改正、第34条第1号の対象とする施設一覧の改正、第34条第14号提案基準18の対象法令の改正、第34条第14号提案基準28、提案基準29、提案基準30で定める施設一覧の改正）
NO.4	H29.4	一部改正（第34条第12号で指定区域の設定による改正、申請の手続きの明確化による変更）
No.5	H29.11	一部改正（第34条第14号提案基準13の対象法令の改正、第34条14号提案基準13-1の経過措置）
No.6	R3.5	一部改正（都市計画法施行規則改正に伴う申請者等の署名又は押印の廃止）